

全国公立高等学校事務職員功労者表彰に関する内規

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、全国公立高等学校事務職員協会会則第 2 3 条の規定により、特に功労のあった者を褒賞するために必要な事項について定める。

(推 薦)

第 2 条 本会は都道府県市協会の推薦に基づき全国理事会の議決によって本会の会員の功労者を表彰することができる。

(基 準)

第 3 条 被表彰者は本会の会員で次の各号の 1 に該当することを要する。ただし、別に定めのある場合は、これを適用することができる。

- 1 公立学校事務職員として在職 3 0 年以上で勤務成績良好なる者。
- 2 本会役員として功労顕著なる者。
- 3 その他学校事務に関し、特別な研究をし、若しくは研究活動を推進して功労顕著なる者。

(表 彰)

第 4 条 前条各号該当者には感謝状を贈呈するものとする。

2 その他の表彰については常任理事会で検討する。

(改 正)

第 5 条 本内規の改正は全国理事会の議決による。

附則 昭和 4 5 年 1 1 月 9 日 一部改正

附則 昭和 5 7 年 7 月 2 8 日 一部改正

附則 昭和 5 8 年 1 1 月 8 日 一部改正

附則 平成 9 年 7 月 3 0 日 一部改正

附則 平成 1 3 年 1 1 月 2 8 日 一部改正

附則 (平成 2 4 . 7 . 2 6 改正)

この内規は、平成 2 4 年 7 月 2 6 日から施行し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

功労者表彰に関する全国理事会の申し合わせ事項

- ① 表彰内規第3条第1号の在職30年とは、大会開催の月末までの年数とする。ただし、大会開催の年度末をもって退職予定の者で、退職予定時に在職30年となる者は、表彰内規第3条第1号に該当する者である。
- ② 表彰内規第3条第1号の在職年数は、15年を限度として知事部局等で事務に従事した（国の機関等から引き続いて切り替えられた期間を含む）在職年数を通算することができる。ただし、公立小・中学校在職期間は公立学校事務職員期間に含めるものとする。
- ③ 事務系以外の職名（実習助手、用務（業務）員等）で事務に従事した期間については、現在の所属長の証明書（様式任意）を提出する。
- ④ 表彰内規第3条第2号の「本会役員として功労顕著なる者」とは、本会役員10年、支部長若しくは都道府県市協会長として2年以上の経験者が退任するときを指し、これを表彰する。
- ⑤ 全国大会研究発表者のうち、最優秀と認められるものについては、表彰内規第3条第3号を適用することができる。
なお、最優秀に準ずるもので、研究努力著しいと認められるものは、これを表彰することができる。
- ⑥ 表彰内規第3条第3号のうち、「若しくは研究活動を推進して功績顕著なる者」とは、長年にわたり研究組織の拡大・研究発表の助長など事務改善に実績のある者で、当該全国大会開催年度中に退職予定の者、または退職後1年以内の者とする。
- ⑦ 以上の表彰の方法は、全国大会で行う。
なお、被表彰者の全国大会出席が困難な場合は、本部より各都道府県市協会長へ欠席者分の賞状等を送付することができる。ただし、予め欠席の連絡が必要である。

昭和55年11月13日	一部改正	
昭和56年11月17日	一部改正	
昭和57年 7月28日	一部改正	
昭和61年11月18日	一部改正	
平成 3年11月 6日	一部改正	③⑥
平成 4年11月30日	一部改正	②
平成 9年 7月30日	一部改正	③
平成13年11月28日	一部改正	②
平成14年11月27日	一部改正	⑥
平成20年10月10日	一部改正	①②⑦
平成24年 7月26日	一部改正	②

付 記 ②の「在職年数」は休職期間を除きます。